

社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公共団体、民間団体等(以下「主催者」という。)が主催する事業に対する社会福祉法人桐生市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の後援及び共催(以下「後援等」という。)の名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)事業 福祉、及び地域活動の講演会、各種大会、展覧会及び催物をいう。
- (2)主催者 事業を主催する機関又は団体であつて次に掲げるものをいう。
 - ア 地方公共団体又はこれに準ずる機関
 - イ 公益法人又はこれに準ずる団体(宗教法人及び宗教団体並びに政治団体を除く。)
 - ウ その他本会会長(以下「会長」という。)が特に認めた団体
- (3)後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に当たつて名義の使用をもって支援することをいう。
- (4)共催 事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担することをいう。

(承認の基準)

第3条 会長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援等の承認をできるものとする。

- (1)当該事業の目的、規模、対象者等を総合的に判断して本会の事業の推進に寄与すると認められること。
- (2)当該事業が市の区域で開催され、広く市民を対象としたものであること。
- (3)当該事業が公序良俗に反しないことその他社会的非難を受けるおそれのないこと。
- (4)当該事業が政治的又は宗教的な目的を有しないこと。
- (5)当該事業が営利を目的としないこと。
- (6)主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分にあると認められること。
- (7)当該事業の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること。
- (8)当該事業が集客及び売名を目的としているおそれのないこと。
- (9)当該事業の公共性が高く、本会が後援等をする意義があると認められるものであること。

(申請の手続)

第4条 後援等の名義の使用承認を受けようとする主催者は、参考資料を添えて、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(使用の承認等)

第5条 前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用承認通知書(様式第2号)又は社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用不承認通知書(様式第3号)により、主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 後援等の名義の使用を承認するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、6か月を限度とすること。ただし、引き続き申請のある場合又は事業の性格上やむを得ない場合は、この限りでない。

(2)承認後において事業計画に変更があった場合は、主催者は直ちに社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用変更届(様式第4号)を提出すること。

(3)入場料を徴収する事業であるときは、主催者は終了後、速やかに社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用事業実施報告書(様式第5号)を提出すること。

(承認の取消し)

第7条 会長は、後援等の名義の使用承認後において、主催者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消し、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会后援等名義使用取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(1)第3条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。

(2)主催者が解散し、又は当該事業を取りやめたとき。

(3)申請内容に虚偽があると認めたとき。

(4)その他会長が取り消す必要があると認めたとき。

(本会の免責)

第8条 後援等の名義の使用及び取消しによって生じる損害については、本会は一切の責任を負わない。

(事務主管課)

第9条 後援等の承認に係る事務は、総務課が行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。